

第1回新座市ゼロカーボンシティ庁内推進会議 会議資料

1 現状及び今後の目標について

(1) 現状について

ア 政府が定めた温室効果ガス（主にCO₂）の排出抑制の目標

- ・ 2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で50%減
- ・ 2050年度（令和32年度）までに排出量実質ゼロ

イ 新座市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制の目標

- ・ 令和4年度までに2013年度（平成25年度）比で10%減（達成状況は次の表のとおり）

	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
総排出量	11,604	10,505	10,537	10,468	9,816	10,348
基準年度比		△9.5%	△9.2%	△9.8%	△15.4%	△10.8%

※ 平成26年度に道路照明灯のLED化が図られた結果、H28年度からほぼ目標達成に近い結果が出たものの、その後は特段の施策がなく、横ばいの状態

ウ 今年度中に策定予定の新座市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制の目標は、国（上記ア）に合わせる方針

(2) 今後の目標達成に向けた取組について

ア 政府の温室効果ガス排出抑制実行計画では、次の5項目を明記（資料1）

- ・ 太陽光発電の最大限導入（設置可能な国建築物の約50%以上）
- ・ 新築建築物のZEB化（新築についてはZEB Oriented相当以上、2030年度（令和12年度）までに新築建築物の平均でZEB Ready相当）
- ・ 電動車の導入徹底（原則として新規導入・更新は令和4年度以降全て電動車、2030年度（令和12年度）までに全て電動車）
- ・ LED照明の導入徹底（既存設備を含めて2030年度（令和12年度）までに導入割合100%）
- ・ 積極的な再エネ電力調達（2030年度（令和12年度）までに導入割合60%以上）

イ 今年度中に策定予定の新座市の事務事業における温室効果ガスの排出抑制の取組及びその目標

- ・ 上記アの5項目を実施する場合には、政府の目標に合わせる予定

2 ゼロカーボン達成に向けた地方への財政支援について

主に、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（うち重点対策加速化事業）の活用を想定（約67億）

- (1) 5年間の事業計画を策定（この期間が補助対象期間）
- (2) 上記1(2)アの5項目のうち、2項目以上を実施することが要件（所管となりそうな事業については、確認をお願いします。）
- (3) 補助条件等の詳細は、資料2及び資料3を参照（採用するメニューや実施方法に応じて補助率が異なるため、検討が必要）

※ 例 公用車の電動化

導入する電動車が①電気自動車、②プラグインハイブリッド自動車、③燃料電池自動車の種類に応じて補助内容が異なる。また、開庁時間外に市民等の利用が可能となる「カーシェア」として実施する場合にも補助内容が異なる等

- (4) 記1(2)アの5項目のうち、「太陽光発電の最大限導入」と「電動車の導入」の2項目は、本市の総合計画前期基本計画の重要業績評価指標（KPI）にも明記予定のため、原則として実施の方針（太陽光発電については公共施設の設置可否等調査委託を予定）

3 今後の予定について

- (1) 令和5年度に予算要求すべき事業の決定について（国の財政支援を活用するもの）

上記2の財政支援を活用するための5年間の事業計画の案の策定を予定しています。
- (2) 令和5年度に予算要求すべき事業の決定について（上記(1)以外のもの）

議会の一般質問等で要望がある事業、ゼロカーボンの普及啓発に係る事業等の検討を予定しています。

4 その他（お願い）

- (1) 「脱炭素・ゼロカーボン」という取組に対する職員への周知について
「脱炭素・ゼロカーボン」というと、環境面だけの問題というイメージがありますが、大きく言えば、様々な分野における地域の課題を解決することは、何らかの形で脱炭素・ゼロカーボンに結び付くことがあります（業務の

効率化は電気使用量等の削減に直結します。)。職員にもこうした視点の周知をお願いします。

(2) 新たな事業等の積極的な情報収集について

民間事業者は「脱炭素・ゼロカーボンの実現」という取組をビジネスチャンスと捉え、国の補助を活用できる新たな事業等を担当課に提案してきます。環境課で把握した事業は、必要に応じ所管課へ情報提供しますが、所管課においても積極的に情報収集していただき、魅力的な事業計画の策定に寄与する事業の検討をお願いします。

5 用語解説（参考）

(1) 温室効果ガス排出量実質ゼロ

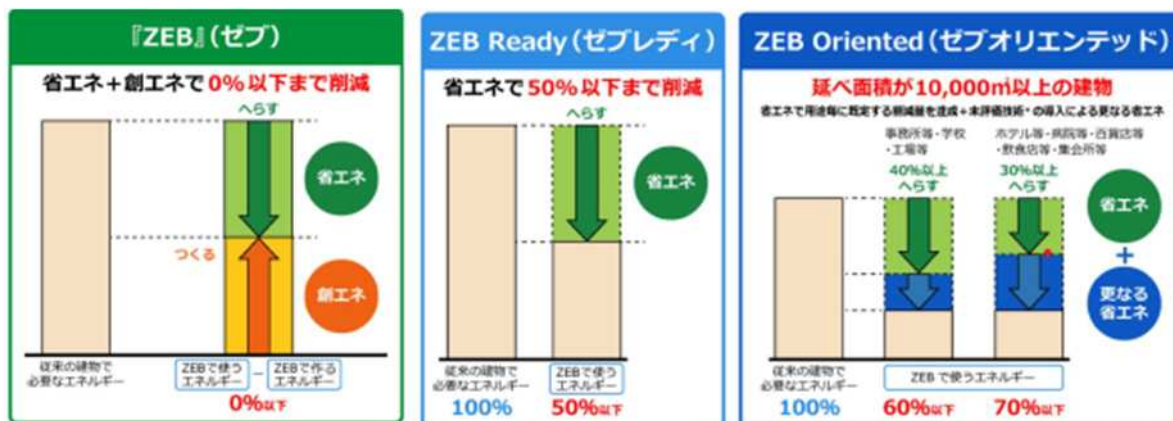
温室効果ガス排出量が実質ゼロの状態とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林等が温室効果ガスを吸収する吸収量を差し引いた合計が実質的にゼロの状態を指します。

(2) ZEB、ZEB Oriented、ZEB Ready

ZEBとは、(Net Zero Energy Building、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)の略であり、消費する電気などの1次エネルギーを太陽光発電システムなどによって作り出すことで、年間エネルギー消費量をゼロにすることを目指した建物を指します。

ZEB Readyとは、再生可能エネルギーを除き、基準1次エネルギー消費量から、50%以上の1次エネルギー消費量を削減した建築物を指します。

ZEB Orientedとは、既に設置されている高効率な省エネルギー設備に加えて、さらに省エネルギーの実現に向けた措置を講じた延べ面積が10,000㎡以上の建物を指します。



市民生活部環境課
内線 1345・1355

政府実行計画の改定（2021年）



- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。

※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和3年度補正予算額 7,000百万円】
 【令和4年度予算額 2,000百万円 (5,000百万円)】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①：防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコージェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの付帯設備（蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助^{※1}。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）を採用した場合等に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
 （注）共同申請する民間事業者も同様

※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

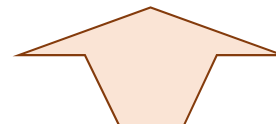
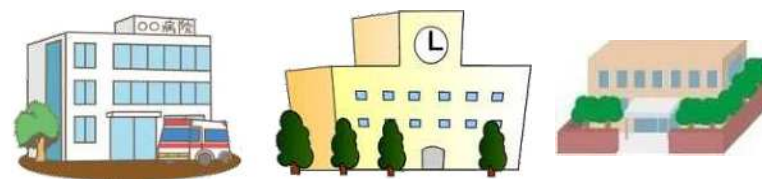
②：①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化

①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コージェネレーション



②蓄電設備



③省エネ設備等



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素に向けた財政支援



環境省当初予算の**1/3**規模の**1000億円**以上の予算を**重点配分し**、脱炭素事業に意欲的に取り組む**自治体**や民間企業を**積極支援**

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

200億

- 脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業などの意欲的な脱炭素の取組を複合的かつ複数年度にわたり、**計画的に柔軟に実施することを可能とする総合的な交付金を創設。**

地域共生型再エネ導入加速化支援パッケージ

266億

- 地域共生型の再エネを導入する地方公共団体に対し、計画等策定支援、設備等導入を**一気通貫で支援**
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に先立ち、**本パッケージにて意欲的な地域を先行支援**

民間企業等による意欲的な脱炭素事業等に対する新たな脱炭素出資制度の創設

200億

その他の地域脱炭素やライフスタイル関連予算

370億

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

先行地域に指定されていないため使えない



【令和4年度予算額 20,000百万円（新規）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

(交付要件)

脱炭素先行地域に選定されていること 等

(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

(対象事業)

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

2. 重点対策加速化事業への支援

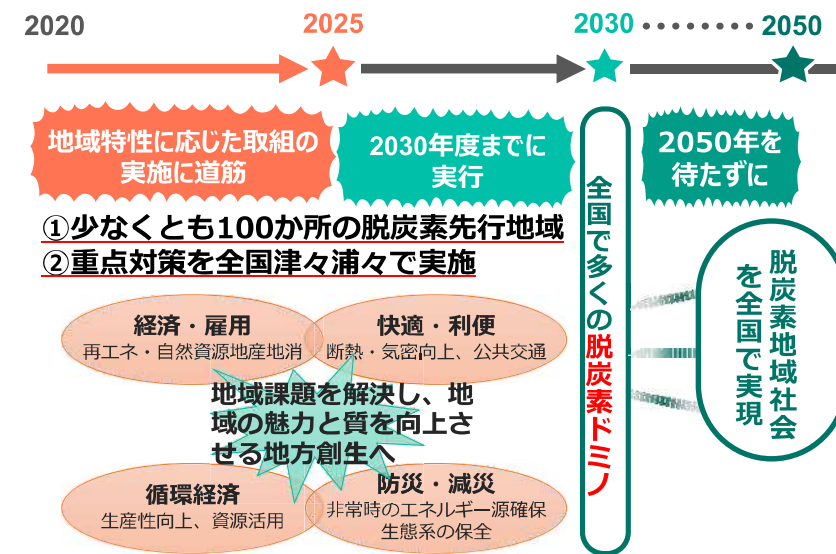
(交付要件)

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

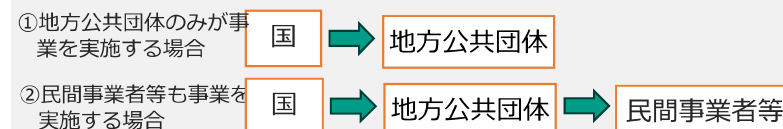
3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則 2 / 3 ※、重点対策加速化事業 2 / 3 ~ 1 / 3 等）
■ 交付対象	地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部 3 / 4
■ 実施期間	令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



お問合せ先：環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

右は使える補助金

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自宮線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p style="font-size: small;">〔 ①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。 〕</p>
交付率	原則 2 / 3 <small>※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額</small>	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む</p>	



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマスの
エネルギー利用



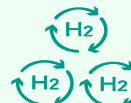
家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメント
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ